

平成26年度

施策評価マネジメントシート(平成25年度の実績評価)

記入年月日

平成 26 年 7 月 10 日

施策No.	政策名	安心と安らぎのある健康福祉社会づくり	主管課	社会福祉課	主管課長名	穂山 壽一
205	施策名	生活困窮者の自立支援	関係課			

1. 施策の目的と成果把握

目	施策の対象	対象指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	的	生活困窮者	①桜川市人口	人	見込値			45,122	44,571	44,020	43,469	42,920
実績値					46,575	45,673	45,105	44,449	43,826			
②生活保護世帯数			世帯	見込値			200	208	216	225	236	246
				実績値	166	191	209	215	218			
③生活保護人数			人	見込値			240	247	255	260	270	277
				実績値	195	230	249	256	265			
的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	最低限の生活保障と自立の助長	①生活保護受給世帯から自立した世帯数	件	目標値			7	7	7	7	7	7
実績値				3	4	9	11	12				
②生活保護率		‰	目標値			5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	
			実績値	4.2	5.1	5.6	5.8	6.0				
③生活保護費		千円	目標値			370,966	379,166	387,366	395,566	403,766	411,966	
			実績値	297,445	362,766	383,842	407,175	449,675				
成果指標設定の考え方	<p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であるが、多大な財政負担を考えれば、生活保護から自立することも施策の目標となる。①「生活保護から自立した世帯数」で把握できる。自立した世帯数については、就業、年金受給、被扶養等になって廃止になった世帯数。</p> <p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であることから、②「実人員」と③「生活保護費」の増減を指標とした。</p>											
成果指標の把握方法と算定式等	<p>○生活保護世帯数・生活相談件数・生活保護費は、社会福祉課保護係で把握。</p> <p>○生活保護被保護実人員は、千人当たりの常住人口に対する保護者数。(「保護月報3月」より把握、3月末分については参入されない。人口が減少傾向にあるため、率は上昇傾向にあるが、他自治体との比較に必要)</p>											

2. 施策の役割分担と状況変化

役割分担	<p>1)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民や地域、行政と協働でやるべきこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民自ら就労意識を高め、安定した生活向上に努める。</li> <li>○援助を必要とする人々を地域で支える。</li> <li>○地域福祉の考え方に対する認識と理解に努める。</li> </ul>	<p>2)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護制度による生活困窮者の最低限度の生活保障をする。</li> <li>○生活保護制度の適正運営を図るため、不正受給の防止に努めるとともに、被保護者の自立支援を図る。</li> </ul>
状況変化	<p>3)施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国からは、生活保護の申請者の意思を尊重するようこの指導がある。</li> <li>○長引く景気低迷で今後も生活保護人員は増えると考えられる。</li> <li>○高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加。</li> <li>○国では、生活保護基準額の引き下げや医療費削減のための後発医薬品の利用促進、就労支援の強化等を図っている。</li> </ul>	<p>4)この施策に対して住民、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護者に対する住民の厳しい意見がある。</li> </ul>

3. 基本事業の目的と指標

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 相談体制の充実	生活困窮者	相談体制が充実している	相談件数のうち解決の方向性が見いだせた割合	実績値 %	46.2	39.5	44.4	45.6			
② 自立の支援	生活保護受給者	自立・就労の機会が得られる	生活保護受給世帯から自立した世帯数	実績値 世帯	4	9	11	12			
③ 生活保護制度の認定とその準用	生活保護受給者	最低限の生活を保障される	生活保護率(生活保護受給者人数/常住人口)	実績値 ‰	5.1	5.6	5.8	6.0			
④				実績値							

4. 施策のコストの実績(施策を構成する事務事業シートより積算)

項目	単位	24年度実績	25年度実績	26年度予算
①本施策を構成する事務事業の数	件	6	6	6
②施策事業費(一般財源以外)	千円	318,417	359,132	445,343
③施策事業費(一般財源)	千円	94,120	123,603	105,668
④施策事業費の計(②+③)	千円	412,537	482,735	551,011
⑤施策人件費(事務事業の人件費合計)	千円	22,988	21,245	24,181
⑥ 計 (④+⑤)	千円	435,525	503,980	575,192

5. 施策に関連する主要事業等

区分	事務事業名	摘要
事務事業	生活保護事業(保護相談・受付事業)	H25貢献度上位
事務事業	生活保護事業(訪問・指導)	H25貢献度上位、H26優先度上位

施策番号	205	施策名	生活困窮者の自立支援	主管課	社会福祉課
------	-----	-----	------------	-----	-------

6. 施策の成果水準とその背景・要因

1)-①現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)					
実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した			
背景・要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給世帯から自立した世帯数は、21年度3件、22年度4件、23年度9件、24年度11件、25年度12件となっている。</li> <li>平成25年度は、申請件数が47件、保護開始件数が41件、廃止件数が39件であった。25年度の保護開始世帯は、稼働年齢層における世帯が12世帯で、高齢者世帯10世帯、他に傷病者世帯12世帯、障がい者世帯4世帯、母子世帯3世帯が保護開始となり、傷病世帯の申請が昨年に比べ多かった。</li> <li>保護廃止世帯は、就労により自立した世帯5世帯、手持金等の増や措置替えて自立した世帯が3世帯、社会保障給付金の増加等で自立した世帯が4世帯で死亡が16世帯、転出が5世帯、その他6世帯であった。保護廃止件数は、平成21年度19件、平成22年度17件、平成23年度24件、平成24年度37件の推移であった。また、ここ数年は、高齢世帯の死亡が増加している。</li> <li>生活保護実人員は(住民千人当たり)21年度4.2%、22年度5.1%、23年度5.6%、24年度5.8%、25年度6.0%と徐々に上昇している。その要因は景気低迷や高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加などで、生活保護人員も増加傾向にあると考えられる。</li> <li>生活保護費は、21年度297,445千円、22年度362,766千円、23年度383,842千円、24年度407,175千円、25年度457,954千円で保護人数の増加とともに増えている。</li> <li>保護費の支出は、医療扶助費が前年比117%、住宅扶助費が前年比110%、介護扶助費が前年比135%の伸びで、教育扶助費については、前年比44%と減少した。扶助費全体では約50,779千円(前年比112%)の増額となった。</li> <li>住宅手当緊急特別措置事業においては、5名に対し支給をおこない、3名が就職した。</li> </ul>				
	1)-②成果目標の達成状況				
実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてが上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った		
	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> すべての成果指標で目標値を下回った		
背景・要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護受給世帯から自立した世帯数の25年度目標値は7件に対して12件であり、目標値を上回った。</li> <li>②生活保護被保護人員(住民千人当たり)の25年度目標値は5.7%に対して6.0%と0.3ポイント下回っている。</li> <li>③生活保護費の25年度目標値は387,366千円に対して457,954千円と70,588千円多く支出しているため、目標値に対して下回っている。</li> </ul>				
	2)他団体との比較(近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いか低いのか、その背景・要因は?)				
実績比較	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体とほぼ同水準である		
	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり低い水準である			
背景・要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護人員は、国(平成23年度16.2%、平成25年12月で17.0%)、茨城県(平成23年3月8.0%、平成25年12月8.9%、平成26年3月で8.9%)ともに増加している。県内上位の市町村は、水戸市20.3%、大洗町18.6%、古河市14.1%であり、近隣では笠間市13.0%、筑西市8.0%、石岡市11.8%となっている。桜川市は23年度5.6%、24年度5.8%、25年度6.1%で県平均8.9%、市平均9.1%に比べ保護率は低い状況にある。</li> </ul>				
	3)住民の期待水準との比較(住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか、その他の特徴は?)				
実績比較	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 市民の期待とほぼ同水準である		
	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり低い水準である			
背景・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の単身世帯や扶養義務意識の変化等により、生活困窮者は増加傾向にあり、生活保護受給に対する支援の期待は高まっているが、生活保護制度に対してマスキ等々で度々取り上げられていることから一般市民からの厳しい意見はある。</li> </ul>				

7. 施策の成果実績に対しての、これまでの主な取り組み(事務事業)の総括

前年度の取組状況と課題	<p>25年度は生活保護受給者に対して、自立・就労の機会が得られることを重点的におこなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業貢献度評価結果では、施策の成果向上に貢献した事務事業は、「生活保護事業(訪問・指導)」、「住宅手当緊急特別措置事業」、「生活保護事業(保護相談・受付事業)」であった。</li> <li>「生活保護事業(訪問・指導)」では、個々の世帯状況に応じた援助方針に基づき、定期的な家庭への訪問や、病院・介護施設及び年金事務所等の関係機関への訪問をおこない、実態把握に努め、不正受給の防止・自立の支援等に取り組んだ。訪問件数は延べ1,031件で、家庭訪問872件、病院等の関係機関への訪問は159件であった。</li> <li>「生活保護事業(保護相談・受付)」では、生活困窮者の生活相談並びに保護の申請受付業務をおこない、82件の相談に対し、47件の申請があった。資産等の関係先調査や扶養調査を実施し、41件が生活保護開始となった。</li> <li>「生活保護事業(保護費支給)」では、月平均214世帯・255人の保護者に総額457,954千円の保護費を支給した。医療扶助の適正な実施については、嘱託医等の意見書の審査、レポート点検を実施した。</li> <li>「住宅手当緊急特別措置事業」は、手当支給世帯は5世帯で就職できた世帯は3世帯、住宅手当として643千円を支給し、就労について支援を行った。</li> <li>放浪者等扶助事業は救護者のいない旅行者に対し交通費の一部を支払い、8人の旅行者に対し4千円を支給した。また、平成25年度の旅行病人、行旅死亡人取扱事務については、実績がなかった。</li> </ul>
-------------	---

8. 今後の課題と方針

区分	今後の課題	今後の方針	
施策全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められている。</li> <li>核家族になって高齢者の単身世帯が増え扶養意識が変わってきている現状。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員や関係各課との連携を密にし、生活困窮者の実態把握に努めるとともに、相談や指導を行い適正な措置を行う。</li> <li>被保護者世帯については、生活保護法及び保護基準に基づき、公平・適正な保護を行うとともに、被保護者世帯の実情に合わせ経済的に自立できるよう、就労支援や他の制度の活用などの指導・相談に努める。</li> </ul>	
基本事業	①相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度に対しての関心が高まり、生活困窮者からの相談内容や要望が複雑化してきた。</li> <li>民生委員、社会福祉協議会、職業安定所等関係機関と連携を継続的に図っていく必要がある。</li> <li>相談支援員の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携を図りながら、生活保護相談における適切な対応を行う。</li> <li>施設や関係各課及び民生委員との連携を密にし、被保護者の世帯状況を把握し、支援体制を強化する。</li> <li>平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行され、その中で、自立相談支援事業が必須事業となっているため、相談支援員等と連携し、相談・就労支援に努める。</li> </ul>
	②自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>景気低迷の中で、稼働年齢層の被保護者は運転免許証がないなど、雇用条件等で不利な者が多い。</li> <li>保護世帯の中で傷病世帯の割合が多くなっているため、医療機関等と連携の強化を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労意欲や就労能力のある者に対して、公共職業安定所との連携により、就労支援を行い、生活保護受給者の就労促進を図る。</li> <li>傷病世帯でも自立可能と思われる保護者に対し、医療機関等と連携を密にし、支援体制の強化を図る。</li> </ul>
	③生活保護制度の認定とその準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められている。</li> <li>不正受給防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化、核家族化等の進展により保護世帯は増加傾向にあるため、生活保護制度及び保護基準に基づき内容をよく説明し理解を得るよう努めるとともに、制度の趣旨に沿った適正な運用を図る。</li> <li>不正受給の早期発見に努め、原因の分析と効果的な未然防止策を講じるとともに、関係機関と連携を図り、厳正な対応を行う。</li> </ul>